

更正請求書 記載要領

1. この請求書は、法人の市民税について、法第 20 条の 9 の 3 第 1 項若しくは第 2 項又は第 321 条の 8 の 2 の規定に基づき更正の請求をする場合に使用してください。
2. この請求書は、栄市税事務所長に 1 通提出してください。
3. 「※処理事項」の欄は、記載しないでください。
4. 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
5. 「法人番号」の欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
6. 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載してください。

なお、令和 4 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」の欄については、記載は不要です。

7. 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第 321 条の 8 の 2 の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付してください。

なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 7 条第 1 項に規定する合意に基づく国税通則法第 24 条又は第 26 条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載してください。

8. 「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」の欄は、還付金及び還付加算金の還付を口座振替の方法によることを希望する場合に記載し、口座振替以外の方法によることを希望する場合は抹消してください。
9. 「還付請求税額」の欄は、還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、更正の請求後の税額から更正の請求前の税額を差し引いた金額と同額のものであります。

- この請求書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この請求書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。